

サウジアラビア王国 (Kingdom of Saudi Arabia)

通 信

I 監督機関等

1 通信情報技術省 (MCIT)

Ministry of Communications and Information Technology

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 11 8144444 |
| URL | https://www.mcit.gov.sa/ |
| 所在地 | An Nakheel, Riyadh 12382, SAUDI ARABIA |
| 幹 部 | Abdullah Alswaha (大臣 / Minister) |

所掌事務

電気通信・情報技術行政にかかわる法整備、政策策定、開発計画の立案等を所掌する。

2 通信・宇宙・技術委員会 (CSTC)

Communications, Space and Technology Commission

| | |
|------|--|
| Tel. | +966 11 4618000 |
| URL | https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx |
| 所在地 | P.O. Box 75606, Alnakheel Quarter - At the corner of Prince Turki Bin Abdulaziz Road and Imam Saud Bin Abdulaziz Bin Mohammed Road, Riyadh 11588, SAUDI ARABIA |
| 幹 部 | Mohammed bin Saud Al-Tamimi (委員長 / Governor) |

所掌事務

2001年に独立規制機関のサウジ通信委員会 (Saudi Communications Commission: SCC) として設立され、2003年に通信情報技術委員会 (Communications and Information Technology Commission: CITC) に名称変更した後、2022年11月に現在の名称となった。主な所掌事務は、情報通信関連の事業免許付与、相互接続管理、サービス料金管理、周波数や番号等の希少資源の管理、消費者保護、機器の型式認証等である。

[<https://www.mcit.gov.sa/>、<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>]

II 法令

1 2001年電気通信法 (Telecommunications Act 2001)

市場競争の促進と CSTC の設立条件を規定している。

2 2007年電子取引法 (Electronic Transactions Law 2007)

電子商取引及び電子署名の管理、規制及び法的枠組を規定している。

[<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>]

III 政策動向

1 免許制度

電気通信網を運用する事業者 (Facility Based Provider : FBP) は「個別免許」、電気通信サービス提供を主業務とする事業者 (Service Based Provider : SBP) は「クラス免許」の取得が義務付けられている。ただし、FBP のうちサウジ電気通信会社 (Saudi Telecom Company : STC)、Etihad Etisalat、Zain サウジアラビア (Zain Saudi Arabia : Zain) の 3 社には、固定電話、移動電話、固定ブロードバンド、IoT、人工知能 (AI)、デジタル・アプリケーション等のサービスを提供できる包括的免許として「統一免許」が付与されている。周波数を利用するサービスを提供する際は、別途周波数利用許可の取得が必要となる。

電気通信事業者の資本に対する外資の上限は 60% である。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「2001年電気通信法」において、CSTC が顕著な市場支配力 (Significant Market Power : SMP) を有していると判断した事業者は、ほかの事業者の要請に応じ、適正な料金で技術的に可能なすべてのポイントで相互接続を提供すると定めている。固定通信市場すべてで STC が、移動電話着信市場で大手 3 社が、それぞれ SMP 事業者指定されている。IP 網接続や国際ケーブルの接続ポイント及びダークファイバの利用についても、電気通信事業者は STC 等に商業ベースでの貸与を要求する権利を有する。

CSTC は「物理的施設へのアクセスのためのガイドライン (Guidelines for Access to Physical Facilities)」で物理的施設へのアクセスを管理するための規則を定めているほか、「相互接続ガイドライン (Interconnection Guidelines)」ですべてのサービス・プロバイダが公正かつ非差別的な扱いを受けるための規定を設けている。両ガイドラインは 2021 年 3 月に「決定第 462/1442 号」の下で更新され、その後「決定第 333/1437 号」に置き換わり、光ファイバへの投資促進や既存インフラの有効活用に関する条項が追加されたほか、SMP 事業者の義務等が更新された。

(2) 卸売提供制度と MVNO 促進政策

CITC (現 CSTC) は 2013 年、3 件の MVNO 免許を発行する計画を明らかにし、UAE 政府所有の移動電話小売会社 Axiom Telecom (Zain と提携)、ヴァージン・モバイル MEA (Virgin Mobile MEA : VMMEA、STC と提携)、Jawraa Group (Lebara、Etihad Etisalat と提携) の 3 社に暫定的な免許を交付した。しかし、Axiom Telecom は提出書類不備とされ、VMMEA と Lebara の 2 社にのみ本免許が付与された。両社は 2014 年 9 月と 12 月にそれぞれサービス提供を開始している。その後、2021 年 1 月には外国資本を MVNO 免許の付与対象とする方針が発表され、3 件目と 4 件目の MVNO 免許入札も開始されたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行の影響で入札期限が複数回延期された。最終的に 2021 年 7 月に Integrated Telecom Mobile Company (現 Salam、Zain と提携) と Future Networks Communications が免許を取得した。両社は、それぞれ Salam Mobile (Integrated Telecom Mobile Company) と Red Bull Mobile (Future Networks Communications) のブランド名で 2022 年 2 月に商用サービスを開始した。また、Zain は若者市場をターゲットに、2020 年第一四半期よりサブブランドである Yaqoot を展開している。Yaqoot はデジタルに特化しており、ユーザは専用のアプリケーションを通じて、SIM カードを注文する形式になっている。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

CITC (現 CSTC) が 2006 年に策定した「国家ユニバーサル・アクセス及びユニバーサル・サービス政策 (National Universal Access and Universal Service Policy)」を基に、2007 年に「ユニバーサル・サービス基金 (Universal Service Fund : USF)」が設立され、2010 年に手続の詳細等が決定された。USF の財源は指定事業者からの拠出金で、各事業者の拠出額は年ごとの純益の 1% である。ユニバーサル・アクセス及びユニバーサル・サービスの提供は 2011 年に開始された。

なお、CSTC の定義によれば、ユニバーサル・アクセスは人口 100 人未満の地域を対象に、ユニバーサル・サービスは人口 100~5,000 人の地域とすべての行政機関を対象に、それぞれ屋内信号強度の大きな移動体音声サービスと最低 512kbps のインターネット・サービスを提供するものである。

(2) デジタルトランスフォーメーション

経済改革計画「ビジョン 2030 (Saudi Vision 2030)」の下、「国家転換プログラム (National Transformation Program)」を公表している。2022 年の年次報告によれば、4G については同国の 98% をカバーしており、5G についても 84 の州で利用可能になったと報告されている。インターネットの速度についてもモバイルインターネットで約 181Mbps、固定ブロードバンドで約 110Mbps を達成して

いる。この他、MCIT の 2022 年の年次報告書によると、2022 年末時点で、村や砂漠といった遠隔地における無線ブロードバンドの展開率が 88.6%を超えたと報告している。

(3) 5G

5G 展開に関する国家計画は 2019 年 2 月に MCIT によって発表され、合計 1000MHz 以上の帯域幅と約 1,000 基の 5G 基地局を活用して、中東・北アフリカ (Middle East and North Africa : MENA) 地域最大の 5G 商用網を提供していく方針が明らかにされた。MCIT は 5G が 2030 年までに同国に与える影響として以下を予測している。

- ・ ICT 分野において約 2 万の新規雇用を創出する。
- ・ 約 4,500 万の IoT デバイスが接続される。
- ・ 120 億 USD 以上の市場を創出する。
- ・ 同国 GDP に対して 190 億 USD 以上の貢献を果たす。

また、2022 年には米国と 5G や 6G、OpenRAN に関する戦略的なパートナーシップを締結しており、新たなネットワーク技術に対する更なる投資が計画されている。

4 ICT 政策

(1) 電子政府

電子政府プログラム「Yesser」を 2005 年に開始し、第 1 次行動計画 (2006～2010 年) と第 2 次行動計画 (2012～2016 年) を完了した。現行の第 3 次行動計画 (2020～2024 年) では「スマート政府戦略」と銘打ち、パーソナライズ化された行政サービスの提供や官民協力を促進するスマート政府エコシステムの構築、行政サービスの自動化と合理化等を目指している。

2021 年にはデジタル政府庁 (Digital Government Authority : DGA) が創設された。DGA は電子政府戦略の策定を支援するほか、各種ガイドライン等の発行を通じて電子政府サービス及び製品の標準化を推進する。

電子政府化は順調に進展しており、国際通貨基金 (International Monetary Fund) の「2023 年 4 条協議報告書」によれば、電子政府の成熟度は、湾岸協力理事会 (GCC) や EMEA の他、世界と比較してもハイレベルな水準が示されている。

(2) サイバーセキュリティ

国家サイバーセキュリティ庁 (National Cybersecurity Authority : NCA) が 2018 年に政府機関向けの基本ガイドラインを公表し、2022 年 5 月に国家機関向け「サイバーセキュリティ・サービスのための国家ポータル (HASEEN)」を開設した。また、同年 8 月にはセキュリティ分野における国内エコシステムの活性化を目指す「CyberIC」計画が発表され、同分野における国家能力の強化や、技術

及びトレーニング・コンテンツのローカル化を推進する方針が示された。計画の第1フェーズでは、約1万人のサイバーセキュリティ人材に研修を実施するほか、スタートアップ企業60社を支援し、サイバーセキュリティ製品やサービス、ソリューションの開発を奨励する。第2フェーズではサイバーセキュリティ分野で国際的な権威のある大学と協力し、情報セキュリティ責任者向けのプログラムを提供する予定である。

2023年10月には、ITU本部においてサイバーセキュリティに関する情報やナレッジの交換等を目的としたサイバーセキュリティ訓練を実施し、世界中から40以上の国や組織が参加した。

(3) AI政策

「ビジョン2030」の下、経済多角化の一環として、2020年10月に「データAI国家戦略(National Strategy for Data and Artificial Intelligence: NSDAI)」が発表された。NSDAIでは、データAI庁(Saudi Data and AI Authority: SDAIA)が主導して、技術、規制政策、投資、研究開発、エコシステム等について段階的・多角的な計画を実施し、2030年までに国内外から200億USD規模の投資誘致を目指す。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線機器を含む電気通信機器の認証は、CSTCが所管している。CSTCは認証手続及び技術基準を定め、認証審査を実施する。また、輸入される無線機器の輸入手続に関してもCSTCが規定する。

[<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>]

V 事業の現状

1 固定電話

STC(ブランド名: Al Hatif)とEtihad Atheeb Telecom(ブランド名: GO Telecom)が一般向け固定電話サービスを提供しており、STCが国内及び国際サービス全般にわたり独占的地位を維持している。国際サービスには海底ケーブル及び衛星が利用されている。

2 移動体通信

STC(ブランド名: Al Jawal)、Etihad Etisalat(ブランド名: Mobily)、Zainが2G、3G、LTE及び5Gサービスを提供しているが、STCは2022年内に3Gサービスの提供を終了する計画である。5Gについては、3社とも固定無線サービスとスマートフォン向けサービスを提供しており、2022年2月にはZainが同国初となるスタンドアロン(Stand Alone: SA)方式の5G運用を開始した。2023

年 9 月時点の市場シェアは STC が 53.9%、Etihad Etisalat が 27.3%、Zain が 18.7%である。

MVNO 事業者には、2014 年にサービスを開始した VMMEA 及び Lebara と 2021 年 7 月に免許を取得した Salam 及び Future Networks Communications の 4 社がある(Ⅲ-2(2)の項参照)。VMMEA は STC、Lebara は Etihad Etisalat、Salam は Zain のネットワークを利用している。

3 インターネット

2023 年 9 月時点、加入数シェアは STC が 61.5%、Etihad Etisalat が 18.0%、Salam が 2.9%、Etihad Atheeb Telecom (ブランド名: GO Telecom) が 1.1%、その他の事業者が 16.5%となっている。2022 年時点での技術別シェアは、光ファイバ/LAN が 63.1%、DSL が 21.3%、その他が 15.6%であった。

2020 年 2 月には、市場競争の促進、投資誘致、サービス向上による加入数増加を目的に、CITC (現 CSTC) と国内電気通信事業者 6 社 (STC、Etihad Etisalat、Zain、Etihad Atheeb Telecom、Integrated Telecom Company (現 Salam)、Integrated Dawiyat) が FTTH 網のオープン・アクセス協定を締結した。これにより、インターネット・サービス・プロバイダ (ISP) の選択肢が増え、ISP 変更手続も容易になる等、消費者の利便性向上を促した。

4 IPTV

STC が 2010 年 8 月から「InVision」の名称で IPTV サービスを実施しているほか、Etihad Etisalat や Zain も同サービスを提供している。利用者は、月額料金もしくはペイ・パー・ビューにより視聴に応じた料金を支払っている。

[<https://www.mcit.gov.sa/>、<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx> 等]

VI 運営体

サウジ電気通信会社 (STC)

Saudi Telecommunications Company

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 11 4555555 |
| URL | https://www.stc.com.sa/content/stc/sa/ar/personal/home.html |
| 幹部 | Olayan M. Alwetaid (最高経営責任者/CEO) |

概要

1998 年に設立された国営総合電気通信事業者で、2003 年初頭に部分的に民営化された。同社株式の 64%を政府系ファンドである公的投資基金 (Public Investment Fund: PIF) が保有している。PIF は、2021 年 12 月に全体の 6%にあたる 1 億 2000 万株を国内外の機関投資家に売却し、その後も 64%は保有したが、

29.84%が通信事業者の浮動株となっている。

放 送

I 監督機関等

1 メディア省

Ministry of Media

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 11 4068888 |
| URL | https://www.media.gov.sa/ |
| 所在地 | Amr bin al-Aas street, Riyadh 12735, SAUDI ARABIA |
| 幹 部 | Majid bin Abdullah Al-Qasabi (大臣／Minister) |

所掌事務

2018年6月の内閣改造に伴い、文化情報省（Ministry of Culture and Information）がメディア省（Ministry of Media）と文化省（Ministry of Culture）とに分離された。メディア省は、テレビやラジオを含むメディア事業全般の規制監督や著作権規制を所掌する。

2 視聴覚メディア一般委員会（GCAM）

General Commission for Audiovisual Media

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 92 0004242 |
| URL | https://www.gcam.gov.sa/ |
| 幹 部 | Esra Assery (最高経営責任者／Acting) |

所掌事務

2013年に設立された。放送事業者への免許付与権限を有するほか、コンテンツ規制を所掌する。

3 通信・宇宙・技術委員会（CSTC）

（通信／I-2の項参照）

所掌事務

放送事業の許認可や放送内容に関する政策立案を所掌する。

[<https://www.media.gov.sa/>、<https://www.gcam.gov.sa/>等]

II 政策動向

1 免許制度

GCAM が放送事業の実施及び放送施設の設置にかかわる免許を付与している。

2 コンテンツ規制

政府及び個人を批判、中傷するような番組のほか、イスラム教の教義に反する内容は禁止されている。

3 地上デジタル放送

DVB-T 方式の地上デジタル放送は 2006 年に開始され、2013 年末には国内全域をカバーした。アナログ放送は 2012 年に終了している。伝送方式には DVB-T 方式が採用されている。

[<https://www.gcam.gov.sa/>、NHK「世界の放送 2023」等]

III 事業の現状

1 ラジオ

国営サウジ放送機構（Saudi Broadcasting Authority : SBA）のラジオ部門であるサウジ・ラジオ放送ネットワーク（Saudi Radio Broadcasting Network）が国内向け総合放送やコーラン放送、英語放送等を AM と FM を組み合わせて放送を行っている。国際放送はイスラム諸国向けに 11 言語での放送が実施されている。そのほか、国営石油会社サウジ・アラムコ（Saudi Arabia Oil Company）の Studio1 や Studio2、Alif AlifFM（アリフ・アリフ FM）といった認可を受けた商業ラジオ局の放送もある。

2 テレビ

「ビジョン 2030」の一環として、2018 年に地上放送の改編が実施された。これを受け、国営 SBA のテレビ部門であるサウジ・テレビジョン（Al Saudia Television）は七つのチャンネルを提供することになった。すなわち、総合編成の「サウジ・チャンネル」、スポーツ番組に特化した「KSA スポーツ」、コーラン朗読とその注釈に関する番組を放送する「聖クルアーン・チャンネル」「子ども向けチャンネル」、預言者ムハンマドの言行や慣行に関する番組が中心の「スンナ・チャンネル」、ドラマや娯楽番組が中心の「SBC チャンネル」、過去の人気番組を再放送する「メモリー・チャンネル」である。一部のチャンネルや番組については同時配信や見逃し配信も行われている。

3 衛星放送

衛星放送の視聴シェアは全テレビ視聴世帯のうち 95% を超えており、無料放送視聴が主流であるが、有料放送への加入も増えている。国営のサウジ・テレビジョンは七つの地上放送チャンネルを衛星放送でも放送している。商業衛星放送局には、アラブ・ラジオ・テレビジョン（Arab Radio Television : ART）、MBC（Middle

East Broadcasting Center)、OSN (Orbit Showtime Network) 等がある。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビはほとんど普及していない。

5 オンライン動画配信

国営のサウジ・テレビジョンが全チャンネルを同時配信している。また、大手商業衛星放送局の大部分が番組をウェブサイト上で同時配信している。電気通信事業者である STC、Etihad Etisalat、Zain は移動体通信端末向け動画配信サービスを提供している。

[NHK「世界の放送 2023」等]

IV 運営体

サウジ放送機構 (SBA)

Saudi Broadcasting Authority

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 11 4425999 |
| URL | https://sba.sa/ar |
| 所在地 | P.O. Box 7971, Riyadh 11472, SAUDI ARABIA |
| 幹部 | Majid bin Abdullah Al-Qasabi (会長/Chairman) |

概要

メディア省の前々身である旧情報省の 1 部門として 1949 年にラジオ放送、1965 年にテレビ放送、1993 年に衛星放送を開始した国営放送事業者である。2018 年 7 月に SBC (Saudi Broadcasting Corporation) から SBA (Saudi Broadcasting Authority) へと改称した。ラジオ部門のサウジ・ラジオ放送ネットワークとテレビ部門のサウジ・テレビジョンがあり、財源はほぼすべて政府からの補助金である。

[NHK「世界の放送 2023」等]

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 通信情報技術省 (MCIT)

(通信 / I - 1 の項参照)

(2) 通信・宇宙・技術委員会 (CSTC)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

電波監理分野では、周波数利用許可の付与、周波数管理、電気通信機器認証等を所掌する。

2 標準化機関

サウジ規格・計量・品質機構 (SASO)

Saudi Standards, Metrology and Quality Organization

| | |
|------|---|
| Tel. | +966 80 0116000 |
| URL | https://www.saso.gov.sa/ar/pages/default.aspx |
| 所在地 | P.O. Box 3437, Riyadh 11471, SAUDI ARABIA |

所掌事務

1992年に「王令 M/10」で設立された独立機関で、関連政府機関と民間から参加する理事会によって運営されている。サウジアラビア国家標準規格を制定する。

[<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>、
<https://www.saso.gov.sa/ar/pages/default.aspx> 等]

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

電波干渉の防止と周波数の効率的な利用を目的に、CSTC が技術と行政手続の両面から電波監理を実施している。その中には周波数利用データベースの構築や電波監視等も含まれている。

電波監理政策に係る国家計画や戦略には、2019年に閣僚会議で承認された国家周波数計画 (National Frequency Plan : NFP) や 2020年に公表された「国家スペクトル戦略 2025 (National Spectrum Strategy 2025)」がある。2021年には「国家スペクトル戦略 2025」の一環として、「サウジアラビアにおけるスペクトルの商業的・革新的使用に関する3年間の見通し (3-year Outlook for Commercial and Innovative Use of the Spectrum in Saudi Arabia)」と題した文書が発表され、2021年から2023年の間に合計23GHz幅を様々な用途に割り当てる計画が明らかにされた。2023年10月16日に、移動体通信用途として、600MHz帯、700MHz帯、3800-4000MHz帯のオークションが開催された。2023年10月末時点で、オークション結果は公表されていない。

2 無線局免許制度

CITC (現 CSTC) の免許付与の原則は「技術中立・サービス特定 (Technology Neutral and Service Specific)」であったが、世界的に「技術・サービス中立」の

枠組みの検討が進められていることから、CITC (現 CSTC) は固定・移動の両サービスの提供を認める単一免許制度を導入することを決定し、2016年10月にSTC、Etihad Etisalat、Zain、Etihad Atheeb Telecomに統一免許を正式に付与した。ただし、新規事業者 Etihad Atheeb Telecom は同年に実施された周波数オークションの支払いができず、免許を取り消された。

無線通信機器の利用に際しては、CSTCの規定条件に基づいた周波数免許が必要となる。各免許には無線機器の情報、割当周波数、技術的パラメータ等が規定されている。免許期間は免許ごとに異なる。

免許の付与は、競合がある場合には、比較審査、オークション又はCSTCの判断で行われる。オークション実施の根拠となっているのは、電気通信法付則 (Telecommunications Bylaws issued by the Ministerial Resolution No. (11) (17/05/1423H(西暦27/07/2002)))である。国内初の周波数オークションは2017年5月に実施された。対象とされたのは700MHz帯と1800MHz帯であった。

5G免許については、2020年、2300-2400MHzの免許をSTC、2496-2690MHzの免許をEtihad EtisalatとZain、3300-3800MHzの免許をSTC、Etihad Etisalat、Zainの3社に付与した。1500MHz帯及び26GHz帯については2022年内の割当てが予定されていたが、2023年10月時点で、進展は確認されていない。

3 電波利用料

電波利用料は、帯域幅、アンテナ高度、アンテナの移動性・無指向性、周波数需要、利用都市、地理的カバレッジを勘案し、算定される。航空・海上無線航行やアマチュア無線、捜索・救助通信については固定額である。低出力機器、市民バンド無線機、携帯端末、受信専用機、GPS受信機は電波利用料が免除される。

4 免許不要局

「2001年電気通信法」ではすべての無線接続事業者は免許を取得する義務があるとしているが、CITC (現 CSTC) は2008年に「無線LAN規則」を定め、国際的に認められている2.4GHz及び5GHzの周波数帯で運用されるWi-Fi機器については2次的利用で使用可能とした。また、2022年2月には同規則を改訂し、6GHz帯及び57-71GHz帯も免許不要帯域又は軽免許帯域として無線LANに利用することを承認した。無線LANへの割当帯域幅としては世界最多となる。

5 電波監視

周波数の効率的な利用促進を目指し、CSTCが電波監視を行っている。首都を含めた国内5か所に電波監視局が置かれ、測定結果がCSTCに報告される。リヤドの中央監視センターは地方の監視局と広域ネットワークによって接続されており、地方の監視局はVHF/UHF及びマイクロ波用の電波監視用移動車両を保有している。

6 電波の安全性に関する基準

2009年に人体への電磁波被ばく基準をWHOの基準に準じて策定した。また、3か月ごとに固定送信局の12.5%以上に関して電磁界強度の測定を実施し、公表することを定めた。CSTCのウェブサイト等を通じて測定結果を公表するとともに、電波の安全性に関する広報活動を行っている。2021年10月には8.3kHz-300GHzを対象とする新たな「電磁界ばく露に関する規制 (Regulations on Exposure to Electromagnetic Fields)」が策定された。

[<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx> 等]

Ⅲ 周波数分配状況

・周波数分配表 URL : [https://www.cst.gov.sa/ar/services/spectrum/Documents/NationalFrequencyAllocationsTable\(NFAT\).pdf](https://www.cst.gov.sa/ar/services/spectrum/Documents/NationalFrequencyAllocationsTable(NFAT).pdf)

[<https://www.cst.gov.sa/en/Pages/default.aspx>]